

令和7年12月17日

お知らせ

課名	農村振興課
担当	難波、石戸
内線	3921、3926
直通	086-226-7442

「岡山県山村振興基本方針（素案）」に関する パブリック・コメントを実施します

岡山県では、「山村振興法」（昭和40年法律第64号）に基づき、本県における山村振興の基本となる方向とその実現に向けた施策について定めた「岡山県山村振興基本方針」を作成しています。

このたび、令和7年3月の「山村振興法」改正を受け、現行の方針を変更することとし、今回、この素案に対する県民のご意見を募集しますので、お知らせします。

記

1 方針（素案）の公開の方法

県農村振興課のホームページ及び電子書籍ポータルサイト「okayama ebooks」に掲載するほか、同課（県庁7階）、県政情報室（県庁4階）、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、県立図書館1階閲覧室入口、きらめきプラザに備え付けます。

2 ご意見等の提出方法

氏名、住所、電話番号、年齢、関係項目名（どの部分についてのご意見か）を明記の上、次のいずれかの方法により、ご意見等を寄せてください。電話でのご意見等はお受けできません。

(1) 郵便

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6
岡山県農林水産部農村振興課中山間地域農業推進班あて

(2) ファクシミリ

FAX: 086-224-1109
岡山県農林水産部農村振興課中山間地域農業推進班あて

(3) 電子メール

noson@pref.okayama.lg.jp

(4) インターネット

農村振興課ホームページの入力フォームをご利用ください。
<https://www.pref.okayama.jp/page/1011189.html>

3 募集期間 令和7年12月17日（水）～令和8年1月16日（金）

4 提出されたご意見等の公表方法

提出されたご意見とそれに対する県の考え方、方針（素案）を修正した場合のその内容などを今回の方針（素案）の公表と同様の方法により公表します。（氏名、電話番号は公表しません。）

なお、ご意見を提出いただいた方あてに個別の回答はしません。また、賛否だけの結論や趣旨が不明確なご意見には、県の考え方を示せない場合があります。